

無届け有料老人ホーム

制度の矛盾が凝縮

解說

無届け有料老人ホームは、国の介

解説 無届け有料老人
ホームは、国の介
護保険制度や住宅政策の矛
盾が凝縮した存在だ。個々
のホームを単に悪者視する
だけでは解決しない。||①
面参考

所できる施設としては、特別養護老人ホーム（特養）があるが、待機者が全国で約五十二万人に上る。さらに昨年四月からは対象者が原則、要介護二以上に限られ、あぶれた人たちの一部が無届けホームに流れてい

るが、介護職員の不足で審
現はおぼつかない。

身寄りのない高齢者が自
宅で一人で暮らすのを支え
る在宅医療・介護サービス
は十分でなく、一方で、身
元保証人がいないなど複雑

いなかつたり、貧困に追いやられたりする人は今後ますます増える。こうした人たちが年を取つたときに安心して暮らせる場所をどう用意するのか、社会全体で考えるべき課題だ。

る形だ。政府は「一億総活躍社会」に向け、二〇一〇

な事情を持つ人は施設や高齢者住宅からも嫌がられて

無届け有料老人ホーム
高齢の入居者に食事や介護などのサービスを提供する施設は、老人福祉法で自治体への届け出が義務付けられている。無届けでも、実態としてサービスを提供していれば有料老人ホームとみなされる。同法は「30万円以下の罰金」と定めているものの、摘発例はほとんどない。国の指導指針は標準的な面積や設備を定めているが、無届けの場合は満たしていないケースが多いとみられる。正規のホームの料金は入居一時金に加え、月20万～30万円(介護費用を含む)が一般的だが、無届けホームはそれよりも安いところが多い。